

北海道子どもかるた大会敗者復活戦規程

- 1 条 当該チームが大会の1回戦において敗れた場合は申し出により敗者復活トーナメントに出場することができる。
- 2 条 敗者復活戦は1条で規定されたチーム同士が、新たな組み合わせにより本戦と並行して行い、勝ち抜いたものと本戦の準決勝で敗退したチームと3位決定戦を行うものとする。
- 3 条 1条での対象チーム数が17を越える場合は敗者復活戦は行わない。
- 4 条 敗者復活戦は特別規程で行うことができる。

附 則 この規程は平成22年12月 1日より施行する

附 則 この規程は平成27年11月 1日より施行する